

市民協働推進会議の運営等について(案)

1 市民活動の促進・協働の推進に関する主な取組

施策検討	市民協働推進会議の設置
機会創出	「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」
拠点整備	市民活動交流センターの設置運営（指定管理者制度の採用）
理解促進	市民活動セミナー・職員向け協働セミナー
情報提供	市民活動情報サイトの運営

2 市民協働推進会議の役割及び成果

平成 22 年 6 月市長の私的諮問機関として設置。
平成 29 年 4 月より附属機関へ移行。

市民協働推進会議条例より抜粋

（設置）

第 1 条 市民が自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）の促進及び協働の推進に関する事項について調査審議するため、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

<平成 22 年度～令和元年度の主な検討テーマ>

- ・「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」について
- ・旭川市市民活動交流センター使用状況・事業実施状況について
- ・各事業担当部局における協働事業の具体的な事例について
- ・地域自治の推進と協働のまちづくりについて
- ・「旭川市市民活動の促進について」の検証について
- ・企業と行政との協働の取組について 等

<会議からの報告>

- 平成 24 年 7 月 「協働事業を効果的に進めるための 21 箇条」
- 平成 25 年 3 月 「協働の推進に関する提言」
- 平成 28 年 3 月 「市民協働推進会議の 3 年総括
～今後の更なる協働の推進のために～」
- 平成 30 年 3 月 「協働の領域と形態について」

3 市民協働推進会議において検討する事項（令和2年度～令和3年度）

＜主たる検討テーマ＞

「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」の見直しに対する検討

→採択事業団体の事業継続について（関係部局との連携のあり方）
 新規事業の増加（協働機会の多様化，効果的な周知広報の方法等）
 アンケートの結果，現状を踏まえながらさらなる協働の推進を図るべく，
 制度内容等について検討を行う。

（手法例）・マッチングの機会の確保等

- ・企画力向上の取組（アドバイザーの設置，評価システムの充実等）
- ・新規提案の促進（新規事業枠の設定等）

4 会議の開催予定等について

（1）会議の開催回数等

- 2～3ヶ月に1回程度の開催，時間は1時間半程度を予定
- 会議の中で次回会議の目安の時期を確認

（2）会議の議題・スケジュール等（予定）

回	時期	内容
1	R2. 7. 21	会長・副会長の選出 会議のルール，運営に関する説明 「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」実施事業の評価 市民の企画提案による協働のまちづくり事業アンケートの結果 について
2	R2. 8 月末	市民活動の促進・協働の推進に向けテーマを設定し協議（案） ・「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」の見直し，ア ンケートの検証
3	R2. 11 月	・市民活動における広報機能 ・民間企業との協働の取組に関する検討 など
4	R2. 12 月	「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」 提案事業の一次審査
5	R3. 1 月	「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」 提案事業の二次審査
6	R3. 3 月	次年度の募集について

(3) 開催の流れ

- 開催 1 か月前程度 ～ 日時・場所等開催通知の送付（郵送）
- 開催 1～2 週間前程度 ～ 会議資料の送付（郵送等）
- 開催 2～3 週間後程度 ～ 報酬の支払い